

鈴鹿市水防計画

令和~~3-4~~年度修正

鈴 鹿 市

鈴鹿市水防計画 目次

第1章 総 則 · · · · · 1

第2章 水防組織

第1節	鈴鹿市における水防機構	1
第2節	重要水防区域及び特に注意を要する区域	3
第3節	水防施設	3

第3章 水防活動

第1節	水防体制	4
第2節	予報及び警報等	5
第3節	雨量及び水位の通報	8
第4節	巡視及び警戒	8
第5節	排水ポンプ、水門及び樋門等の操作	9
第6節	待機、準備及び出動	9
第7節	応援	10
第8節	決壊の通報	10
第9節	避難のための立ち退き	10
第10節	解除	11
第11節	通信連絡	11
第12節	水防信号及び標識	11

第4章 公用負担

第1節	公用負担の権限	13
第2節	負担権限証明書等	14

第5章 水防報告 · · · · · 15

第1章 総 則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、鈴鹿市における水防活動の円滑な実施及び水防事務の調整を図るため必要な事項を定め、洪水又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

また、この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更する。

第2章 水 防 組 織

第1節 鈴鹿市における水防機構

1 水防本部

- (1) 鈴鹿市の水防活動の総括及び連絡のため鈴鹿市役所内に鈴鹿市水防本部を置く。
- (2) 水防本部の機構及び所掌事務は、鈴鹿市地域防災計画第1部第3章第2節を準用する。

2 水防支部

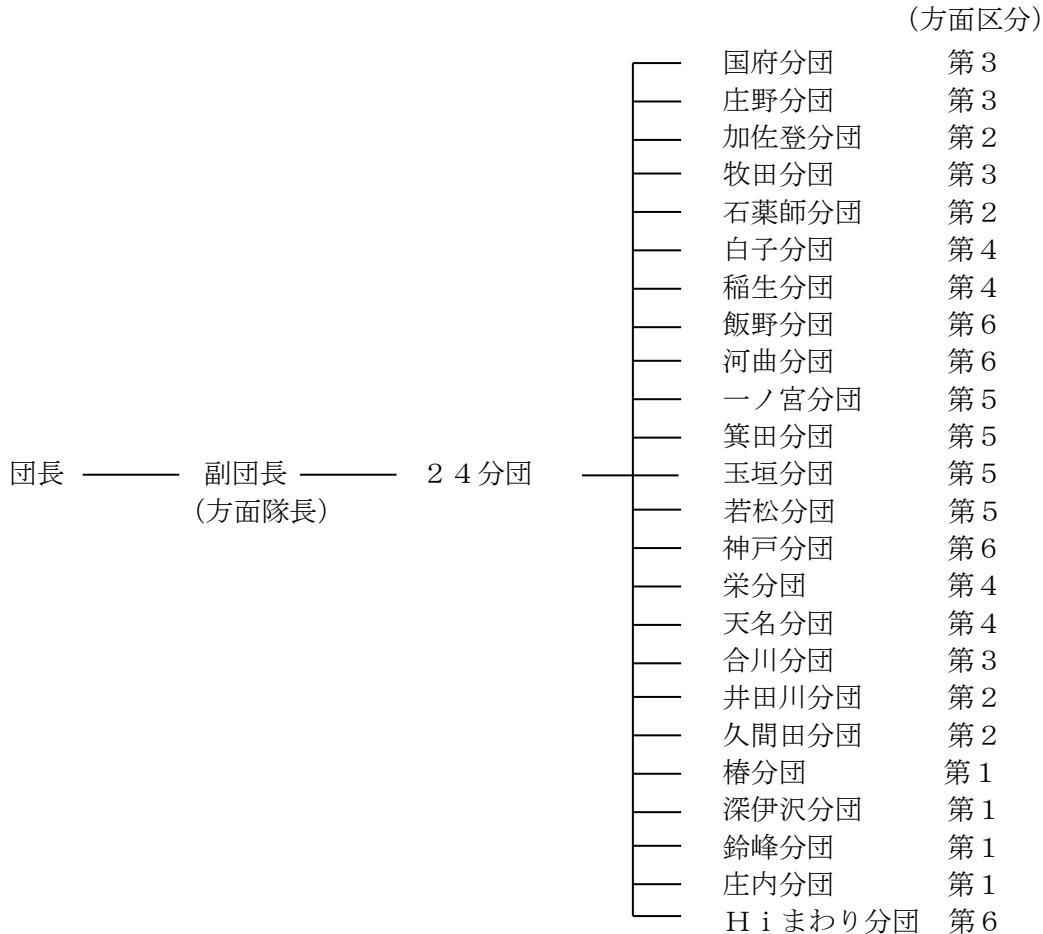
水防活動の円滑な連絡、その他のために市役所地区市民センター及び神戸公民館に水防支部を置く。

3 水防団

- (1) 水防団（水防事業を行う消防団をいう。）は、水防管理者（市長）の指示により鈴鹿市の河川、海岸等の洪水又は高潮の警戒、防御その他の作業にあたるものとする。

鈴鹿市水防計画

(2) 水防団の組織



(備考) 応援出動については、水防団長の命により出動するものとする。

鈴鹿市水防計画

(3) 水防団の担当区域及び待機場所

分 団 名	担 当 区 域		待 機 場 所
	主 な 河 川 ・ 海 岸	区 域	
国 府 分 団	鈴鹿川	管内全域	消防分団待機所
庄 野 ノ	鈴鹿川, 芥川	ノ	ノ
加 佐 登 ノ	鈴鹿川, 芥川, 椎山川	ノ	ノ
牧 田 ノ	鈴鹿川	ノ	ノ
石 薬 師 ノ	鈴鹿川, 椎山川, 蒲川	ノ	ノ
白 子 ノ	海岸, 堀切川, 白子川 生水川, 釜屋川	ノ	ノ
稻 生 ノ	稻生新川	ノ	ノ
飯 野 ノ	金沢川, 新川	ノ	ノ
河 曲 ノ	鈴鹿川, 浪瀬川	ノ	ノ
一 ノ 宮 ノ	海岸, 鈴鹿川, 北長太川	ノ	ノ
箕 田 ノ	海岸, 二本木川	ノ	ノ
玉 垣 ノ	金沢川, 田古知川	ノ	ノ
若 松 ノ	海岸, 金沢川	ノ	ノ
神 戸 ノ	六郷川	ノ	ノ
栄 ノ	海岸, 中ノ川, 堀切川	ノ	ノ
天 名 ノ	中ノ川, 堀切川	ノ	ノ
合 川 ノ	中ノ川	ノ	ノ
井 田 川 ノ	安楽川, 鈴鹿川, 榛川	ノ	ノ
久 間 田 ノ	内部川	ノ	ノ
椿 ノ	内部川, 鍋川	ノ	ノ
深 伊 泽 ノ	出屋敷川	ノ	ノ
鈴 峰 ノ	御幣川, 八島川	ノ	ノ
庄 内 ノ	八島川, 御幣川	ノ	ノ

第2節 重要水防区域及び特に注意を要する区域

本市における重要水防区域及び、特に注意を要する区域は、資料編1-1，1-2，1-3，1-4，1-5のとおりである。

第3節 水防施設

本市における水防倉庫及び資機材等の備蓄状況は、資料編2-1，2-2のとおりである。

第3章 水防活動

第1節 水防体制

1 水防本部は、次の場合は第2章第1節第1項の警戒体制に入り水防活動を行うものとする。

- (1) 水防法第10条第3項の規定により気象状況の通知があったときから洪水又は高潮の危険が解消するまでの間。
- (2) 水防管理者が特に必要と認めた場合。

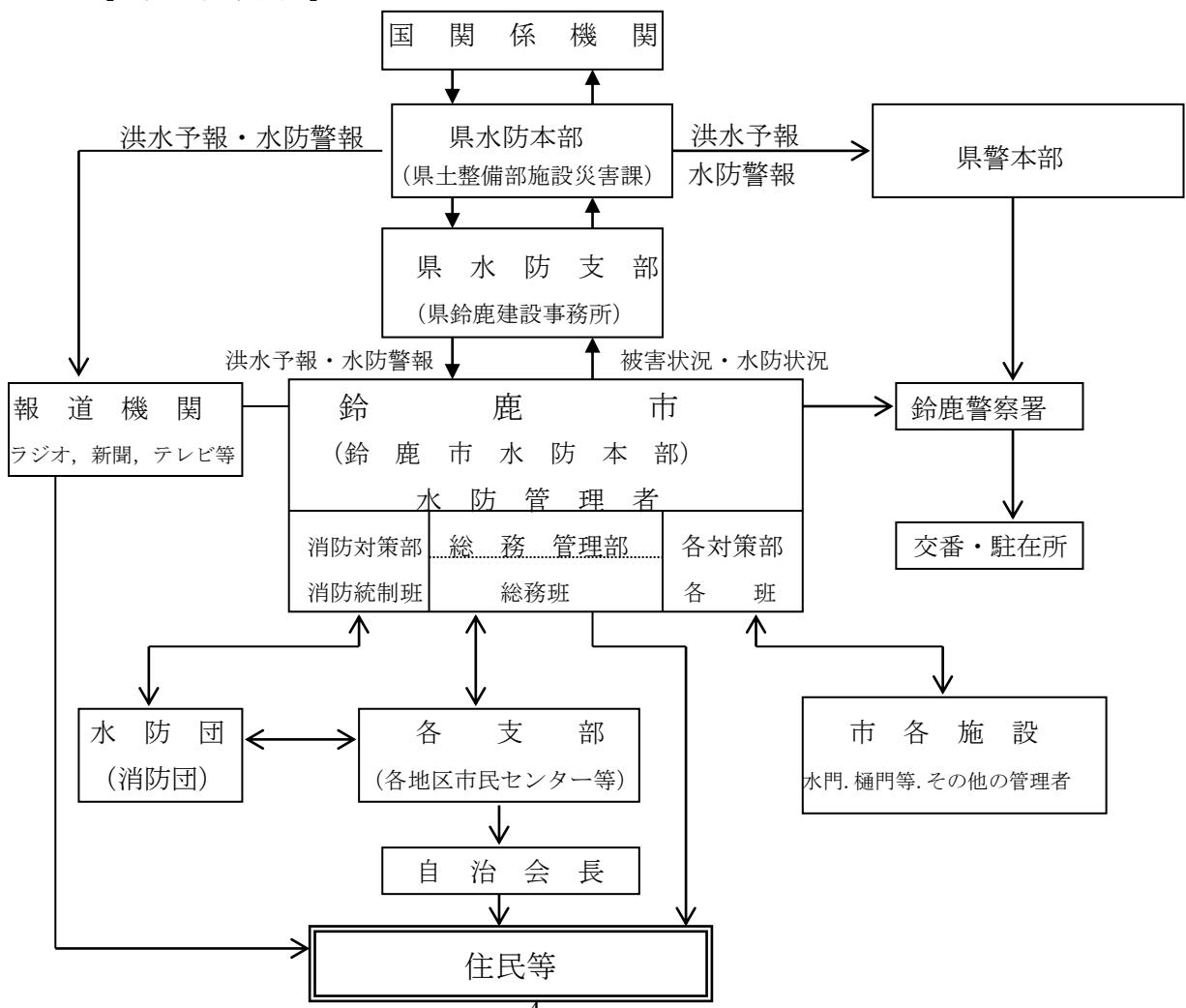
2 水防団長は、水防管理者の指示により第2章第1節第3項の警戒体制に入り水防活動を行うものとする。

3 通信連絡

水防本部、支部、水防団、その他関係機関及び住民への注意報、警報、その他の連絡は次により伝達するものとする。

- (1) 連絡方法は水防連絡系統図により行う。
- (2) 水防信号及び掲示板等により行う。
- (3) 広報車、通信施設、自治会放送施設など、その他必要に応じて有効な手段で行う。

【水防連絡系統図】



第2節 予報及び警報等

1 気象等に関する予報及び警報

県水防支部（県鈴鹿建設事務所）から水防上に必要な気象等に関する予報警報及び気象情報の通報を受けたときは、水防本部、支部、水防団は、第2章第1節の水防体制に入るとともに水防連絡系統図によりこれを伝達するものとする。

水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類と対応する一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類、概要は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨により重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表 される警報
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれ があると予想されたときに発表される警 報
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される予報
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大 な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される警報
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害 が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される予報
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇 により重大な災害が発生するおそれが著 しく大きいと予想されたときに発表され る警報
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇 により重大な災害が発生するおそれがあ ると予想されたときに発表される警報
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇 により災害が発生するおそれがあると予 想されたときに発表される予報

鈴鹿市水防計画

水防活動用 津波警報	津波特別警報 (大津波警報)	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される警報
	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される警報
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 警報予報

その他

波浪警報

高波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される警報

暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される警報

2 洪水予報、水防警報

県水防支部を通じて、国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同して発する洪水予報及び国土交通大臣、知事より発する水防警報を受けたときは、水防連絡系統図により伝達するとともに第3章第6節の体制に入ること。

(1) 国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同で洪水予報を発する河川

河川名	左・右岸別	指定区域
鈴鹿川	左 岸	亀山市関町新所字宿屋 614 番地の 2 地先から海まで
	右 岸	亀山市関ヶ丘字三千坊 597 番地の 26 地先から海まで
鈴鹿川派川	鈴鹿川からの分流点から海まで	

(2) 水防警報

大雨が降り、河川の水位が警戒水位に達するか、又は越えるおそれがある場合、及び甚だしい高潮が予想され、河川海岸の危険が憂慮されるときに、その旨を警戒して国土交通大臣、知事より発する予報。

鈴鹿市水防計画

ア 國土交通大臣が水防警報を発する河川（水防法第16条第1項の規定による。）

河川名	左・右岸別	指定区域
鈴鹿川	左 岸 右 岸	亀山市関町新所字宿屋 614 番地の 2 地先から海まで 亀山市関ヶ丘字三千坊 597 番地の 26 地先から海まで
鈴鹿川派川	左岸・右岸	鈴鹿川からの分派点分流点から海まで
安樂川	左 岸 右 岸	亀山市田村町字東沢 1745 番の 4 地先から鈴鹿川合流点まで 亀山市田村町字蜂ヶ尻 772 番の 2 地先から鈴鹿川合流点まで

イ 知事が水防警報を発する河川（水防法第16条第1項の規定による。）

河川名	左・右岸別	指定区域	延長 (メートル)	所轄県民 センター	担当水防管理団体	
				又は建設事務所名	指定有無	団体名
中ノ川	左岸	鈴鹿市三宅町から河口まで	8,700	鈴鹿	有	鈴鹿市
	右岸		8,700	津	有	津市
堀切川	左岸	鈴鹿市稻生町から河口まで	4,700	鈴鹿	有	鈴鹿市
	右岸	鈴鹿市五祝町から河口まで	4,700			
椋川	左岸	亀山市椿世町から鈴鹿川合流地点まで	4,400	鈴鹿	有	鈴鹿市 亀山市
	右岸		4,400			

資料編3-1, 3-2

3 水防情報

水位の昇降、滯水時間および最高水位とその時刻等、水防活動上必要な情報を受けた場合は、水防連絡系統図により伝達するものとする。

第3節 雨量及び水位の通報

1 雨量の通報

水防管理者は、県水防支部より気象予報及び警報の通知があった場合、水防支部及び雨量観測所（資料編4）と連絡をとり、雨量に関する資料を収集し整理記録するものとする。

2 水位の通報

(1) 水防管理者は、県水防支部より気象予報及び警報の通知があった場合、水位観測所の量水標取扱人（資料編5）と連絡をとり、水位、潮位又は流量に関する資料を収集し、常に水防活動に対し、適切な情勢判断が下せるよう整理記録し保持しなければならない。

(2) 水防管理者は、国土交通省三重河川国道事務所（鈴鹿川出張所）、三重県鈴鹿建設事務所より水位の通報を受けた場合は、水防連絡系統図により各機関に通報し、住民に周知するものとする。

第4節 巡視及び警戒

1 巡 視

(1) 水防管理者、水防団長、消防機関の長は、水防法第9条に基づき常に区域内の河川、海岸、堤防を巡視し水防上危険と認められる箇所を発見したときは、水防本部と協議して支部職員又水防団員のうちから監視員を定め、特に重要水防区域及び危険箇所については、最大の注意をはらって巡視しなければならない。

(2) 監視員は、巡視中もし異常を発見した場合は、直ちに水防管理者に報告すること。

(3) 水防管理者は、前号の報告を受けた場合は、直ちに次に報告するとともにその指示を受けるものとする。

ア 普通河川又は市管理の河川については市長。

イ ア以外の河川については県水防支部（三重県鈴鹿建設事務所）を経由してその管理者。

(4) 巡視に当たっては、次の事項について特に留意して点検しなければならない。

ア 水門、樋管の点検

イ 角落とし材の保管状況の確認

ウ 用水頭首工の門扉の点検

エ ため池、~~その他の排水ポンプ及びこれに付随する工作物の点検~~附近のポンプその他の工作物の点検

オ 堤防弱体箇所又は新設箇所の点検

カ その他水防管理者が特に必要であると認める施設の点検

2 警 戒

(1) 水防予警報が発表された場合又は必要と認められる場合は、重要水防区域等の監視

及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往の災害箇所、その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するとともに水防作業を行うものとする。

- ア 裏法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- イ 表法で水当りの場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 橋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- カ 橋梁、その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(2) 水防管理者は、前号の報告を受けた場合は、直ちに前項第(3)号の例により報告するとともにその指示を受けるものとする。

第5節 排水ポンプ、水門及び樋門等の操作

- 1 ポンプ場及び水門、樋門等の取扱責任者は、予警報の発令を知り又は気象等の状況の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じてポンプ操作及び門扉の開閉を行わなければならない。但し、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。
- 2 取扱責任者は、ポンプ及び門扉の操作等について支障のないよう、常に整備点検を行わなければならない。
- 3 ポンプ・排水機場及び樋門等の施設は、**資料編6-1, 6-2**のとおりである。

第6節 待機、準備及び出動

水防管理者は、次の場合には水防団長に対して指令を発するものとする。

- ・水防管理者自らの判断により必要と認めた場合。
- ・水防警報発令指定河川にあっては、国土交通大臣又は知事からその警報事項の発令を受けた場合。
- ・緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合。

1 待 機 (資料編3-2)

- (1) 水防団長は、待機準備の指令を受けた場合、幹部及び連絡員を本部又は支部に詰めさせるとともに団員の足止めを行い一般に周知する。
- (2) 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備を行うとともにこれを水防本部に報告する。
- (3) 待機準備の指令は、次の場合に行う。
 - ア 洪水予報が発せられたとき。
 - イ 水防警報が発せられたとき。
 - ウ 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり且つ出動の必要が予測

されたとき。

エ 気象状況により高潮の危険が予知されたとき。

- (4) 上記の指令は、水防連絡系統図及び水防信号（第1信号）により伝達する。

2 出 動（資料編3-2）

- (1) 水防団長は、出動の指令を受けた場合、直ちに水防団（消防団）を出動させ第2章第1節第3項第3号の担当区域の警戒又は水防作業を行う。

- (2) 出動の指令は、次の場合に行う。

ア 水防警報が発せられたとき。

イ 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

ウ 潮位が4mに達し、なお上昇のおそれがあるとき。

- (3) 上記の指令は、水防連絡系統図及び水防信号（第2信号）により伝達する、

3 居住者の出動

水防管理者又は水防団長は、水勢その他の状態により必要やむを得ない場合は、付近居住者の出動を求めることができる。

出動通知は、水防連絡系統図及び水防信号（第3信号）により伝達する。ただし、緊急の場合は、支部長が伝達し直ちに本部に連絡すること。

第7節 応 援

- 1 支部長又は水防分団長は、担当区域において他の応援を必要とする場合は、直ちに水防本部に連絡するものとする。
- 2 水防管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに水防団長に応援出動を命じさせるものとする。
- 3 水防管理者は、第1項の通知を受けた場合、他の水防管理者又は警察署長へ応援を依頼するとともに県水防支部へ通知する。また、自衛隊の応援を必要とする場合は、県水防支部を通じ要請する。

第8節 決壊の通報

- 1 支部長又は水防分団長は、堤防が破堤にひんした場合は直ちに水防管理者、水防団長に報告するとともに被害を最小限に食い止めるよう必要な処置を講じなければならない。
- 2 水防管理者又は水防団長は、前項の通知を受けた場合は、直ちに一般市民、警察署、国土交通省、三重県鈴鹿建設事務所及び破堤による氾濫のおよぶおそれがある隣接水防管理者に通報するものとする。

第9節 避難のための立退き

- 1 水防管理者は、洪水又は高潮の氾濫、あるいは破堤により危険が切迫した場合は、直ちに必要と認める区域の居住者に対して立退き又はその準備を指示する。
- 2 立退きを指示する場合は、警察署長と協議のうえ決定するものとする。
- 3 避難立退きの場合の避難場所は、鈴鹿市地域防災計画資料編4-1のとおりとする。

第10節 解除

- 水防管理者は、次のいずれかの通報を受けたとき、又は水位が水防警報を下り下回り危険が去って水防作業の必要がなくなったと認められるときは、県水防支部と協議のうえ指示を得て、これを解除するものとする。
- (1) 国土交通大臣及び知事が発表する水防警報の解除
 - (2) 気象台が発表（又は通報）する気象、洪水、高潮に関する注意報・警報及び津波予報の解除
 - (3) 国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同で発表する洪水予報の解除

第11節 通信連絡

- 1 水防上緊急を要する通信連絡の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 電話
 - (2) 無線 鈴鹿市防災行政無線、県防災行政無線、鈴鹿市消防救急無線
 - (3) 自動車 （近距離の場合は自転車及びバイク伝令等）
 - 2 特に緊急を要する場合は、次の通信施設をも利用し得るものとする、（法第27条第2項）
 - (1) 警察通信施設
 - (2) 鉄道通信施設
 - (3) 気象官署通信施設
 - (4) 電気事業通信施設
 - (5) その他の専用通信施設
- 具体的な通信方法については、通信施設管理者と充分協議しておくこと。

第12節 水防信号及び標識

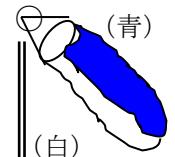
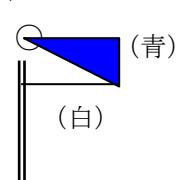
- 1 水防管理団体は、次の水防信号及び標識を使用する。
- 2 水防信号は、水防法第20条第1項の規定に基づく水防信号及び並びに標識に関する規則（昭和24年三重県規則第76号）に定める方法に従い、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 「第1信号」は、警戒水位に達したことを知らせるもの。
 - (2) 「第2信号」は、水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
 - (3) 「第3信号」は、水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる

もの。

(4) 「第4信号」は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

(5) 「第5信号」は、水位が警戒水位を下り下回り増水のおそれがなくなったときに発するもの。

3 水防信号は、次に定める方法に従い発するものとする。

区分	種別	警鐘信号	サイレン信号	その他の信号
第1信号	警戒水位信号	●休止 ●休止 ●休止	約5秒 約5秒 約5秒 ●—休止●—休止●— 約15秒 約15秒	掲示板 警戒水位発令
第2信号	出動信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	約5秒 約5秒 約5秒 ●—休止●—休止●— 約6秒 約6秒	吹き流し 
第3信号	水防管理団体の区域内の居住者出動信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	約10秒 約10秒 約10秒 ●—休止●—休止●— 約5秒 約5秒	旗 
第4信号	避難信号	乱打	約1分 約1分 約1分 ●—休止●—休止●— 約5秒 約5秒	
第5信号	洪水警報解除信号	● ●—● ● ●—● 1点と2点の班打		形状大きさは適宜

(1) 信号は、適宜の時間継続すること。

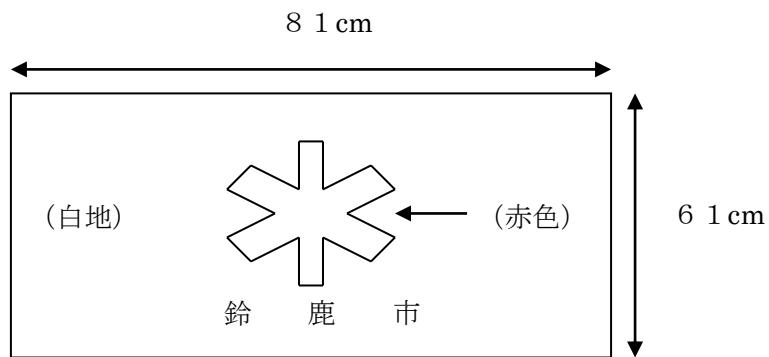
(2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン・信号を併用することを妨げない。

4 第2項の(1)に掲げる「警戒水位」は、資料編5に示すとおりとする。

5 第2項の(4)による「第4信号」は、法第2229条の規定に基づき発するものとする。

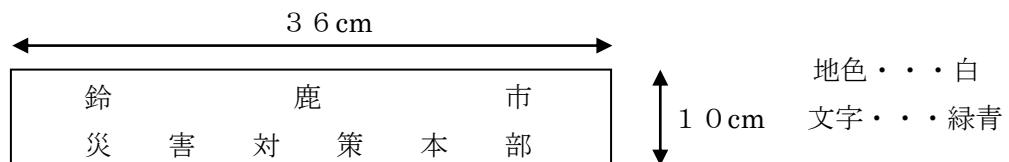
6 車両及び職員等に対する標識は、次のとおりとする。

(1) 水防法第18条の規定による車両の標識



(2) 職員の腕章

現場におもむく職員は、次の腕章を用いるものとする。



第4章 公用負担

第1節 公用負担の権限

水防のため緊急の必要があるときは水防管理者、水防団長又は、消防機関の長は、法第28条の規定により、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石・竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し車両その他の運搬具、器具等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

第2節 負担権限証明書等

1 前節の権限を行使するものは水防管理者、水防団長又は消防機関の長であつて、その身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けたものにあっては、次に示す証明書を携行し、必要なる場合は、これを掲示すべきものとする。

<p>公用負担命令権限書</p> <p>官職所属 氏名</p> <p>上記の者に○○○地区における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>年　月　日 鈴鹿市水防管理者 鈴鹿市長</p>	<p>公用負担命令票</p> <p>様 鈴鹿市水防管理者 鈴鹿市長</p> <p>事業取扱者 水防分団長</p> <p>水防管理者は、水防法第28条第1項の規定により次の目録に記載のものを収用、使用、処分しますので、この書面を渡します。</p> <p>【目的】 鈴鹿市○○町地内　堤防護岸の水防の防御、その他のため収用、使用、処分するものである。</p> <p>【目録】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">種類(物品・その他)</th> <th style="text-align: left;">員数(数量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種類(物品・その他)	員数(数量)				
種類(物品・その他)	員数(数量)						

2 分団長は、水防法第28条により使用した資材等に関し水防管理者に報告するものとする。

3 損失補償

水防管理団体は、前節の権限行使によって損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償するものとする。

第5章 水防報告

- 1 水防管理者は次の場合、直ちにその概要を県水防支部に報告するものとする。
 - (1) 警戒水位に達し、又はそれ以外の場合でも水防団が出動したとき。
 - (2) 水防作業を開始したとき。
 - (3) 他の水防管理者に応援を要請したとき。
 - (4) 堤防、水こう門、角落し等に異常を発見したとき。
 - (5) 堤防、水こう門、ため池が欠壊し、又はこれに準じた事態が発生したとき。
(氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体へも通報する。)
- 2 水防管理者が水防解除を命じたときは、水防団長及び警察署長に連絡し、住民に周知を図るとともに、県水防支部に報告しなければならない。
- 3 水防てん末報告
水防管理者は、水防終結後直ちに次の事項を取りまとめ、三重県鈴鹿建設事務所を経て知事に報告するものとする。
 - (1) 気象及び水防の状況
 - (2) 警戒出動及び解散命令時期
 - (3) 水防団員の出動時刻及び人員
 - (4) 堤防その他諸施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - (5) 水防作業の状況
 - (6) 使用水防資材の種類及び員数
 - (7) 水防法第28条による公用負担を命じた種別数量及び使用場所
 - (8) 応援の状況
 - (9) 居住者の出動状況
 - (10) 警察の応援状況
 - (11) 現場指導者の職氏名
 - (12) 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - (13) 水防関係者の死傷の有無
 - (14) 殊勲者の職氏名及びその功績
 - (15) 事後の水防につき考慮を要する点等があればその要旨
 - (16) その他必要と認められる事項
- 4 水防支部長は、水防終結後直ちに次の事項を取りまとめ、防災危機管理課を経て水防管理者へ報告するものとする。
 - (1) 水防作業を実施した場所
 - (2) 水防資材の使用数量及びその調達方法
 - (3) 水防団員の出動の日時及び人員
 - (4) その他必要な事項